

2023 年に発行された「止水性サンショウウオ類の保全の手引き」について

(一財) 自然環境研究センター 戸田光彦

1993 年に施行された「種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）」では、レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の中から「国内希少野生動植物種」を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護などを図ることとしている。2017 年には国内希少野生動植物種の規制のうち、販売等の目的での捕獲等、譲渡し等、陳列・広告が規制される「特定第二種国内希少野生動植物種（以下、特定第二種と表記）」の制度が創設された。2020 年にはトウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメの 3 種が初めて特定第二種に指定され、2022 年にはカスミサンショウウオ、ブチサンショウウオ、ヒガシヒダサンショウウオ、キタサンショウウオなど 23 種の小型サンショウウオ類も指定された。特定第二種制度の代表的な指定種としては、里地里山などの二次的自然に生息する両生類などが想定されており、調査研究や環境教育等を目的とした捕獲は規制されないため、自然との関わりやふれあいを維持しつつ、各地域で積極的な生息・生育地の保全活動等が展開され、対象種の保全が進むことが期待されている。

2023 年 5 月、特定第二種である止水性サンショウウオ類の保全方法や留意事項をとりまとめた手引きが環境省より公表され、自然環境研究センターはその編集を担当した。この手引きには、止水性サンショウウオ類の基礎情報（生息環境と生活史、減少要因、法令における取扱い）、保全対策（現状把握と対策の必要性の検討、活動前に確認すべき項目、保全内容の検討、保全活動の実施）、各地における保全の取組事例、生物多様性に関連する支援策・相談窓口などが掲載されており、これから止水性サンショウウオの保全を始めようという方にとって参考になると思われる。

この「手引き」の記述に関係した課題として、次の 3 点については事例を重ねつつ、広く議論して行く必要があると思われるため、1 月 27 日の講演の中でも会場の方々からご質問、ご意見をいただきたい。

- (1) 保全においてサンショウウオの生息地情報を公開すべきか
- (2) 保全に際し、飼育と人為的な移動は不可なのか
- (3) 生息環境整備としてどこまで手を加えるべきか

【関連サイト】

○ 特定第二種国内希少野生動植物種の保全

https://www.env.go.jp/page_00706.html

○ 国内希少野生動植物種の一覧

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>

○ 特定第二種国内希少野生動植物種の保全の手引き（PDF にて公開）

https://www.env.go.jp/page_00707.html

○ 特定第二種国内希少野生動植物種の保全のための情報交換会（2023 年 2 月に開催）

https://www.env.go.jp/page_00708.html